報道関係者各位

福島県の避難指示区域以外からの避難者に対する本県独自の支援について

東日本大震災等により、福島県の避難指示区域以外(平成27年6月15日時点)から避難された方については、平成29年3月31日で応急仮設住宅等の提供期間が終了することから、 県は、当該避難者に対し、以下の支援を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 県職員公舎の無償提供

東日本大震災等により、福島県の避難指示区域以外から県内の応急仮設住宅等に避難している方のうち、応急仮設住宅等の提供期間終了後、自らの資力では住宅を確保することが困難な方に対し、生活再建を支援することを目的として県職員公舎を無償提供するもの。

- (1)提供 **万**数 50 戸(山形市 18 戸、寒河江市 4 戸、村山市 6 戸、新庄市 3 戸、 米沢市 7 戸、長井市 7 戸、鶴岡市 3 戸、酒田市 2 戸)
- (2) 提供期間 平成29年3月1日から平成31年3月31日まで
- (3) 入 居 要 件 以下の①、②の要件を満たす方
 - ① 所得税非課税世帯
 - ② 避難元の住居を既に引き払い、現在入居している応急仮設 住宅等以外に住居を有していない方
- (**4**) **申 込 締 切** 平成 29 年 1 月 16 日 (月) 必着
- (5) **入居者の選定** 提供戸数を超える申込みがあった場合は、入居者選定審査会で 入居者を決定する。

2 山形県内住宅移転支援事業費補助金の交付

東日本大震災等により、福島県の避難指示区域以外から県内の応急仮設住宅等に入居している避難世帯のうち、応急仮設住宅等の提供期間終了後も引き続き県内の民間賃貸住宅等へ転居し、避難を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることを目的として補助金を交付するもの。

- (1)補助対象経費 平成29年1月1日から平成29年3月31日までに行う引越し で以下の経費を対象とする。
 - ① 家財道具運搬のための引越業者による運送費用
 - ② 家財道具運搬のための運搬車両のレンタル費用
 - ③ ②で給油を要する場合の費用
- (2) **収入要件** 月額所得21万4千円以下を満たす世帯
- (3)補 助 額 対象経費の実費額又は1世帯当たりの上限額のいずれか低い額 上限額:複数人世帯5万円・単身世帯3万円

【問い合わせ先】

復興・避難者支援室 布川・柴崎 電話 023-630-3164

【報道監】

危機管理監 小林